

経済産業委員会

経済産業調査室

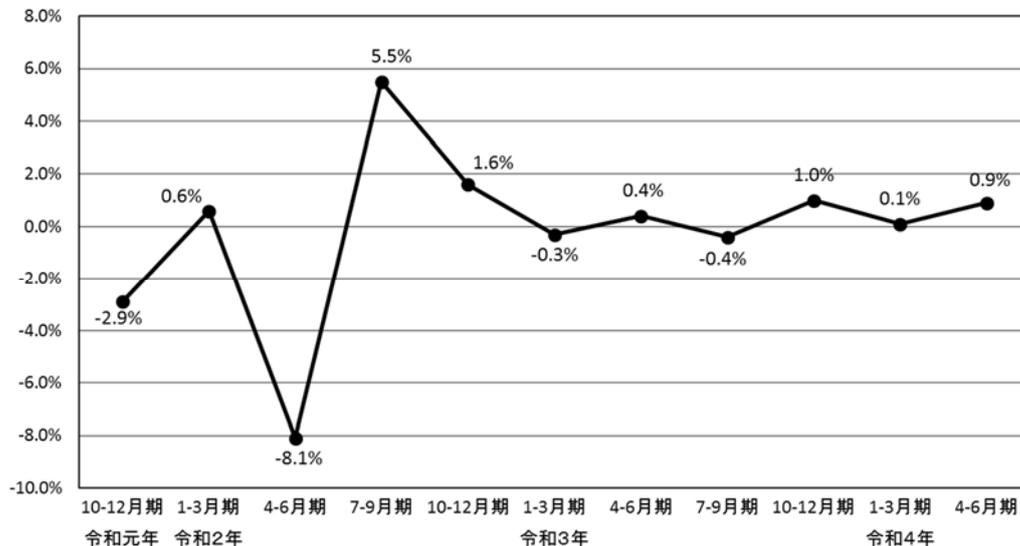
I 所管事項の動向

1 我が国経済の動向等

(1) 景気動向

我が国の実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症のため初めて緊急事態宣言が発出された令和2年4-6月期に前期比8.1%減と大幅マイナスになった後、一旦回復しプラス成長が続いていたが、令和3年1-3月期以降、緊急事態宣言の再発出等による影響で、一進一退の動きが続いていた。しかし、令和4年3月にまん延防止等重点措置が解除され、個人消費の改善が続いたこと等により、令和4年4-6月期で3四半期連続のプラス成長となった。

<実質GDP成長率（前期比、季節調整済み）>



(出所) 内閣府「国民経済計算（GDP統計）」より当室作成

(2) 「新しい資本主義」

岸田内閣においては、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」を実現することとされ、本年6月、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」(以下「新しい資本主義実行計画」という。)が閣議決定された。同計画では、新たな官民連携によって資本主義をバージョンアップさせ、分配の目詰まりを解消してさらなる成長を実現する観点から、「人への投資と分配」をはじめとする4本柱¹に対して計画的な重点投資を行うこととされた。

¹ ①人への投資と分配、②科学技術・イノベーションへの重点的投資、③スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進、④GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資

2 中小企業政策

(1) 中小企業の動向等

我が国の中小企業・小規模事業者数は、平成 28 年 6 月時点で約 358 万者（企業数全体の 99.7%）であるが、中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いており、企業数は長期にわたって減少傾向にある。

中小企業の業況の動きを示す業況判断DI²は、令和 2 年 4－6 月期には新型コロナウイルス感染症拡大の影響が顕著に現れた結果、マイナス 62.7（前期比季節調整値、前期差 40.1 ポイント減）と急激に悪化し、昭和 55 年の調査開始以来、過去最低となった。直近の令和 4 年 4－6 月期は、マイナス 14.4（前期比季節調整値、前期差 12.2 ポイント増）となり、マイナス幅は縮小傾向にある。

令和 3 年における企業の倒産件数は、新型コロナ関係の各種支援策が奏功し、6,030 件と 57 年ぶりの低水準となった一方、休廃業・解散件数は 4 万 4,377 件で、平成 12 年の調査開始以降、3 番目の高水準となった³。経営者の高齢化を背景に休廃業への対応が急務であることに加え、コロナ禍の長期化により、資金繰り支援を受けたものの過剰債務で再建を断念する「息切れ倒産」が生じ始めたとの指摘もある中⁴、今後は過剰債務による倒産の増加も懸念される。

また、企業間で取引される財の価格を指数化した企業物価指数⁵を見ると、令和 4 年 8 月の国内企業物価指数（速報値）は、115.1（前年同月比 9.0% 上昇）と高い水準となっている。円安が急速に進行する中、物価高により事業継続断念に追い込まれる「物価高倒産」が急増しているとの調査も見られる⁶など、物価高騰が中小企業に与える影響が懸念される。

(2) 新型コロナ関係支援策

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける事業者に対し、様々な支援策を講じてきた。

事業の継続を支えるための給付金として、持続化給付金、家賃支援給付金、月次支援金及び事業復活支援金等が支給された⁷。また、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための補助金として、新分野展開や業態転換等を支援する事業再構築補助金が支給されている。

資金繰り支援策として、セーフティネット保証及び危機関連保証に加え、政府系金融機関による特別貸付や特別利子補給制度（実質無利子・無担保融資。以下「ゼロゼロ融資」

² 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、全国の中小企業約 19,000 社を対象に四半期ごとに実施している「中小企業景況調査」において、前期比で「好転」と回答した企業比率から「悪化」と回答した企業比率を引いた数値を算出したもの。

³ 東京商工リサーチ「休廃業・解散企業は前年から 1 割減の 4.4 万件、廃業前決算「黒字」が大幅減」（令和 4 年 1 月 18 日）。

⁴ 『日本経済新聞』（2022.9.5）

⁵ 品質を固定した商品（財）の価格を継続的に調査し、現時点の価格を基準時点（2020 年）の価格を 100 として指数化したもので、日本銀行が毎月公表している。

⁶ 帝国データバンク「物価高倒産」動向調査（8 月）」

⁷ これらの給付事業は、いずれも既に終了している。

という。)、既往債務の条件変更・リスケジュール支援等が実施されてきた。

本年3月、コロナ資金繰り支援の継続や増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、「中小企業活性化パッケージ」が策定された。その後、足元で資金需要が一巡している⁸との指摘もあり、同年9月8日、「中小企業活性化パッケージNEXT」が策定され、政府系金融機関によるゼロゼロ融資は9月末申込分をもって終了する一方で、一部の資金繰り支援策については継続・拡充を図ることとされた。

(3) 事業承継の促進

中小企業経営者の高齢化及び後継者不足が深刻化し、廃業の増加による雇用や技術への影響が懸念されている。事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターによる相談対応や事業承継計画の策定支援、事業承継・引継ぎ補助金、事業承継税制、事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策等、様々な支援策が実施されている。特に昨今は、M&Aによる第三者承継⁹を行う際の支援が強化され、中小M&Aガイドラインや中小M&A推進計画の策定、M&A支援機関登録制度、経営資源集約化税制¹⁰等の取組が行われている。

(4) スタートアップ支援

スタートアップ（新規創業）は、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、社会課題の解決にも貢献しうる重要な存在である。しかし、我が国の開業率は、5.1%（令和2年度）¹¹と低い水準であるほか、米国や欧米主要国等に比べ、ユニコーン企業数（時価総額10億ドル超の未公開企業数）やベンチャーキャピタル投資額が少ないとの指摘¹²がある。政府は、新規産業の創出、ベンチャーの創業・成長促進のため、情報提供や起業家教育による創業の普及啓発、産業競争力強化法に基づく創業関連保証や産業革新投資機構（JIC）による資金調達支援、ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制優遇を行うエンジェル税制等の取組を行ってきた。

「新しい資本主義実行計画」では、「スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進」が「新しい資本主義」に向けた計画的な重点投資分野の1つとされ、スタートアップ支援の実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、スタートアップの5年10倍増を視野に、スタートアップ育成5か年計画を本年末に策定することとされている。

⁸ 『日本経済新聞』（2022.9.8）

⁹ 事業承継は、引き継ぐ先によって、親族内承継、従業員承継、社外の第三者への引き継ぎ（M&A）の3類型に分類される。

¹⁰ 経営資源の集約化（M&A）によって生産性向上等を目指す、経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づいてM&Aを実施した場合、①設備投資減税（中小企業経営強化税制）、②準備金の積立金額の損金算入の措置、を活用できる。

¹¹ 中小企業庁『2022年版中小企業白書』30頁。厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出。

¹² 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局「基礎資料」（第5回新しい資本主義実現会議（令和4年4月12日）配付資料）

(5) 下請取引の適正化

中小企業が賃上げをしやすい環境を作り、経済の好循環を実現するためには、立場の弱い下請等中小企業の取引条件の改善が重要である。下請取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。)において、親事業者の義務及び禁止行為を定め、下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるとともに、「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号。以下「下請振興法」という。)により、下請事業者の体質強化が図られている。また、業種の特性に応じて望ましい取引事例等を示した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定、取引調査員(下請Gメン)による訪問調査、関係事業者団体に対する下請事業者への配慮要請等、様々な取組が実施されている。

ア 物価高騰等を受けた価格転嫁対策

政府は、価格交渉が頻繁に行われている時期である9月及び3月を「価格交渉促進月間」と定め、発注側企業と受注側企業の価格交渉を促進している。また、受注側企業に対し、価格交渉の状況についてのフォローアップ調査を実施しており、本年3月の調査¹³においては、1割の企業で全く価格交渉ができず、2割の企業で全く価格転嫁ができていないことなどが明らかとなった。

原油価格の上昇や円安の進展により、エネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される中、中小企業等が、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁して賃上げの原資を確保できるようにするため、令和3年12月、関係省庁の連携により「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられた。これを受けて、経済産業省は、本年2月、「取引適正化に向けた5つの取組」を公表し、下請振興法の振興基準¹⁴の改正や、パートナーシップ構築宣言¹⁵の実効性の向上等に取り組むこととしている。

本年4月の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」(原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)においても、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、下請法上の「買ったとき」などに対する取締りを強化するなど、取引適正化の取組を進めることとされた。また、同年9月に物価・賃金・生活総合対策本部が取りまとめた追加策においても、下請法上の立入調査の対象を重点化する等、法執行の強化を図るなどとされた。

イ フリーランス

働き方の多様化が進む中、我が国では462万人¹⁶がフリーランス¹⁷として働いているとき

¹³ 中小企業庁「価格交渉促進月間(2022年3月)フォローアップ調査の結果について」(令和4年6月22日)

¹⁴ 下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として、下請振興法第3条第1項に基づき定められたもの。

¹⁵ 企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取組。

¹⁶ 内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実態調査結果」(令和2年5月)

¹⁷ 明確な定義は存在しないが、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」などとされる。(内閣官房ほか「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(令和3年3月26日))

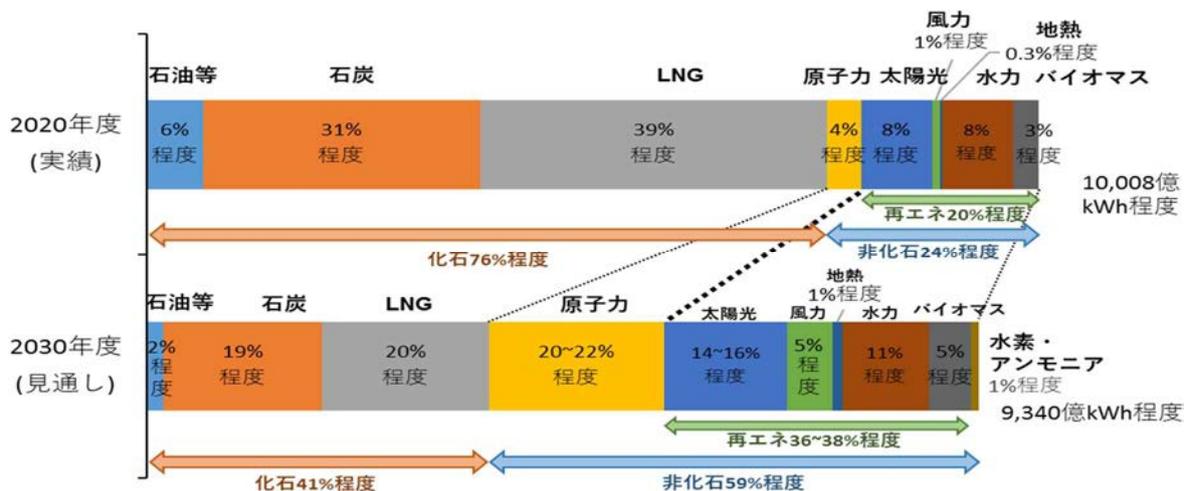
れるが、「報酬支払の遅延」「一方的な仕事内容の変更」等のトラブルの存在が指摘¹⁸されている。内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は、令和3年3月に「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定し、事業者とフリーランスとの取引について、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、下請法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令上問題となる行為類型が示された。

「新しい資本主義実行計画」では、フリーランスは、下請法といった旧来の中小企業法制では対象とならない者が多いとして、取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出することとされた。

3 資源・エネルギー政策

(1) エネルギー基本計画

＜電源構成の実績及び第6次エネルギー基本計画で示されている見通し＞



(出所) 資源エネルギー庁「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」等より当室作成

我が国のエネルギー政策は、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）に基づいて、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めるため策定される「エネルギー基本計画¹⁹」に沿って進められている。

昨年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、「S+3E²⁰」を基本的視点とし、2050年カーボンニュートラル（後述(2)参照）等²¹の実現に向けて、再生可能エ

¹⁸ 日本労働組合総連合会「フリーランスとして働く人の意識・実態調査2021」（2021年11月18日）

¹⁹ 「エネルギー政策基本法」第12条。また、同法は、「少なくとも3年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認められるときには、これを変更しなければならない。」（第12条第5項）としている。

²⁰ 安全性（Safety）を前提とした上での安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）を図る大原則

²¹ 我が国は、昨年4月に2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すことを表明した。

エネルギーの主力電源化の徹底等の野心的な政策対応²²を定めており、2030年度の電源構成の見通し（LNG20%程度、石炭19%程度、石油2%程度、再生可能エネルギー36～38%程度、原子力20～22%程度、水素・アンモニア1%程度）についても示している。

(2) GX実現に向けた動き

2015年の気候変動問題に関する国際的枠組みである「パリ協定」の採択等、近年の脱炭素に向けた世界的潮流を踏まえ、我が国では令和2年10月、菅総理（当時）が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること（「2050年カーボンニュートラル」）を宣言し、同宣言を受けて同年12月に「グリーン成長戦略²³」が策定された。その後、本年5月に取りまとめられた「クリーンエネルギー戦略」の中間整理において、脱炭素を経済成長等につなげるための産業のグリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けた道筋等が示されたことを踏まえ、本年7月に「GX実行会議²⁴」が設置された。現在、同会議において、我が国のエネルギーの安定供給を再構築するための方策及び脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への今後10年のロードマップの取りまとめに向けて検討が進められている。

(3) 我が国の一次エネルギー供給

我が国の「一次エネルギー供給²⁵」は、1960年代以降、石油への依存を強めてきたが、1970年代の2度のオイルショック等を経て、石油に代わり天然ガス（液化天然ガス：LNG）や原子力等の導入が進められた。しかし、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）を受けて原発が順次稼働を停止し、その代替として化石燃料、特にLNGの割合が上昇した。また、再生可能エネルギーも平成24年7月の固定価格買取制度（FIT制度²⁶）の開始によりシェアを伸ばしている。

また、我が国の一次エネルギー供給におけるエネルギー自給率²⁷は戦後低下を続け、原子力の発電量がゼロになった平成26年度に過去最低（6.4%）を記録した。その後、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働により、令和2年度は11.2%となった。

²² 具体的には、「再生可能エネルギー」について有望かつ多様で重要な国産エネルギー源と位置付け、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとし、「原子力」について安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造に寄与する重要なベースロード電源と位置付け、使用済燃料対策等の様々な課題へ対応するとし、「化石エネルギー」について現時点でエネルギー供給の大宗を担う今後とも重要なエネルギー源と位置付け、脱炭素技術を確立しコスト低減を目指しながら活用していくとしている。

²³ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略。洋上風力、太陽光等の14の成長分野について数値目標等を盛り込んだ「実行計画」や10年間で2兆円の「グリーンイノベーション基金」の創設等を内容としている。昨年6月に一部改定された。

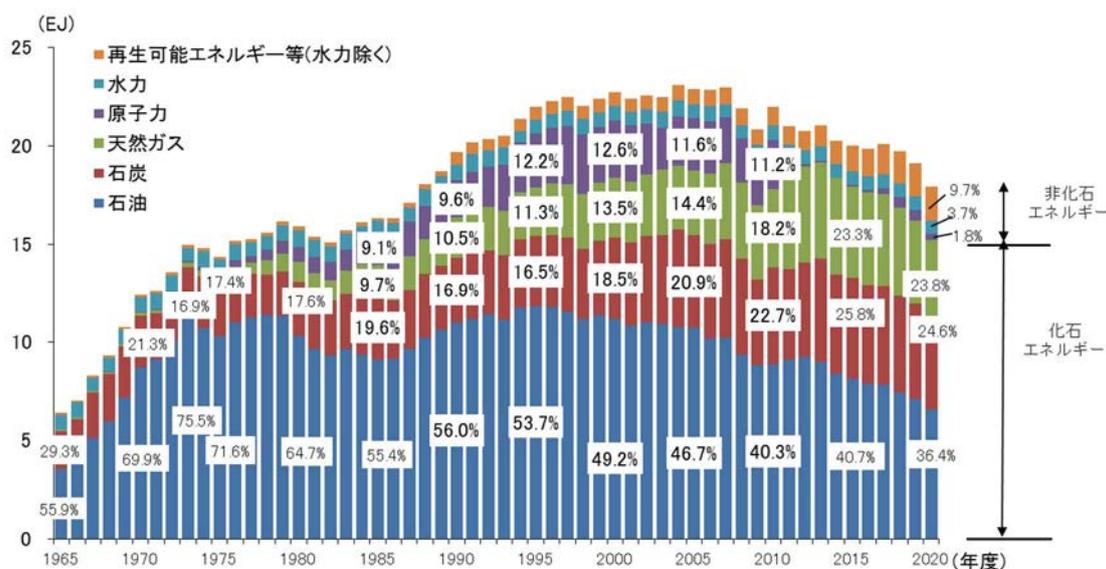
²⁴ 議長：内閣総理大臣、副議長：GX実行推進担当大臣、内閣官房長官、構成員：外務大臣、財務大臣、環境大臣及び有識者

²⁵ 国内で供給されている国産、輸入を含めた全てのエネルギーの量。発電所における電気エネルギーへの転換や石油精製工場におけるガソリン等の石油製品への加工等、エネルギー転換を経て、消費者に届けられる。

²⁶ Feed In Tariff: 再生可能エネルギー電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを保証する制度

²⁷ 原子力発電のウラン燃料は輸入されているが、再処理することで再び燃料として利用が可能であるため、IEA（国際エネルギー機関）は原子力を国産エネルギーとして一次エネルギー自給率に含めている。

＜一次エネルギー国内供給の推移＞



(出所) 資源エネルギー庁「エネルギー白書 2022」より当室作成

(4) 各エネルギーの現状

ア 化石燃料（石油、LNG、石炭）

化石燃料はCO₂を多く排出するエネルギー源であり、世界的な脱炭素化の動きに伴い、我が国の一次エネルギー供給に占める割合は減少傾向にあるものの、依然として85%程度を占めている。

化石燃料のうち、石油については、今なお一次エネルギー供給の最大の割合を占めており、ホルムズ海峡²⁸における中東情勢の地政学的リスクや新興国での需要増大等を受けて、調達先の多角化、海外権益の確保や国家・民間での備蓄²⁹等が進められている。

次に、LNGについては、CO₂排出量が少ないこともあり、その需要が世界的に拡大していることに加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響（後述(5)イ参照）により、安定供給に懸念が生じている。

また、石炭については、CO₂排出量が多く、「第6次エネルギー基本計画」においても非効率な石炭火力のフェードアウトを推進するとされている³⁰。一方で、旧来の石炭火力発電よりも大幅にCO₂排出量削減が可能な石炭ガス化複合発電（IGCC）等の技術開発や、二酸化炭素回収貯留（CCS）・有効利用（CCU）等の商用化に向けた事業環境整備を進めるとしている。

²⁸ 我が国が輸入する原油の92.0%（令和2年度）、LNGの16.4%（同）が中東地域からの輸入であり、多くが狭隘なホルムズ海峡を経由するため、地理的特性により影響を受けるリスクが高い（資源エネルギー庁「エネルギー白書 2022」等）。

²⁹ 令和4年7月末で、国家備蓄が4,419万kℓ（143日分）、民間備蓄が2,522万kℓ（82日分）など計229日分備蓄されている（資源エネルギー庁石油精製備蓄課「石油備蓄の現況」（令和4年9月））。

³⁰ 昨年10月31日から英国で開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」で採択された決定文書においては、全ての締約国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の通減及び非効率な石炭火力燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速すること等が盛り込まれている。

イ 再生可能エネルギー

再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス）は、平成24年7月のFIT制度の導入以降、導入量が拡大している（令和2年度の電源構成に占める発電割合は19.8%）ものの、FIT制度に基づく買取費用（国民負担）が年々増大³¹しているほか、発電量等が変動する再生可能エネルギー由来の電力が送電を抑制される場合がある等の問題³²があり、主力電源化に向けての課題となっている。

これらの課題への対応策として、市場価格と連動させて賦課金による国民負担の抑制等を図るFIP制度³³が本年4月より開始されたほか、系統の増強とともに、効率的な系統運用³⁴に向けて取組を進めることとされている。

ウ 原子力

原子力発電は気候や地政学的リスク等の変動要因の少ない安定供給が可能な「ベースロード電源」として利用が進められ、2010年度は発電量の約25%を占めていたが、福島第一原発事故を経た2020年度では約4%となっている。

福島第一原発では、事故から10年以上を経過した現在も、原子炉建屋に流れ込む地下水により汚染水が発生しており、多核種除去設備（ALPS）等で処理³⁵された上で原発敷地内で保管されてきたが、昨年4月13日に2年後を目途にALPS処理水を海洋放出する方針が示された。現在、海洋放出に伴う風評被害対策等の取組等が進められている³⁶。

原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会によりいわゆる「新規規制基準」（平成25年7月施行）に適合すると認められた場合には再稼働させることとされており、現在までに10基が再稼働している。最近の電力需給状況の厳しさ等を踏まえ、本年8月のGX実行会議において岸田総理は再稼働済みの10基に加え、設置許可済みの原発（7基）の再稼働を目指すこと及び次世代革新炉の開発・建設を検討するよう関係省庁に求めた。

また、資源の乏しい我が国は、原子力発電所で生じた使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を再度発電に利用する「核燃料サイクル」への取組を進めてきたが、最

³¹ FIT（Feed-in Tariff）制度では、再生可能エネルギー導入を促すため、再生可能エネルギー発電事業者が発電した再生可能エネルギー電気を通常の電気料金よりも高い価格で買取を行うことが電気事業者に求められている。通常の電気料金との差額は「賦課金」として電力利用者が負担することとなっており、標準家庭の月額負担額は、制度開始当初は66円であったが、令和4年度では897円となっている。また、令和4年度の買取費用の総額は4.2兆円に達する見込みである。

³² 電力会社の既存の発電設備や送電網は、大量の再生可能エネルギー由来の電気の受入を前提として整備されていないことから、電力会社の電源構成、送電線の容量や送電線の有無等により、再生可能エネルギー発電設備が送電線に接続できない事例や、接続されても電力需給の関係で送電網への送電を抑制される（出力制御）事例が見られる。

³³ Feed In Premium: FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギー発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアムを上乗せして交付する制度

³⁴ 系統の容量に空きがなくなったときに発電量の「出力制御」を行うことを前提に、需要や気象状況等の理由から使用されていない容量の範囲で系統接続できる「ノンファーム型接続」の拡大が進められている。

³⁵ 平成25年に稼働したALPSでは、トリチウムを除く62種の核種（放射性物質）の除去が可能である。

³⁶ 昨年12月28日に開催されたALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」が策定され、同行動計画は本年8月に持続的な漁業の実現に向けた新たな基金の創設等を盛り込み改定された。

最終的に発生する高レベル放射性廃棄物は地層処分するとされており、最終処分地選定手続の第一段階に当たる「文献調査」が、北海道寿都（すつつ）町及び神恵内（かもえない）村において令和2年11月に開始された。

(5) 燃料価格高騰問題

ア 原油価格の高騰

コロナ禍による産業活動の停滞に伴う世界的な原油需要の減退を受けたOPECプラス³⁷での減産合意の影響や、その後の景気回復による原油需要の拡大やロシアによるウクライナ侵略を受け、世界的に原油価格が高騰した。また、急速な円安の影響もあり、円建ての原油価格は更に上昇している³⁸。



(出所) Investing.com「原油先物WTI取引」より当室作成

イ ロシアに対するエネルギー関係の経済制裁

我が国のロシアへのエネルギーの輸入依存度は、原油 3.6%、LNG 8.8%、石炭 11%となっている。特に、サハリン1（原油）・サハリン2（原油・LNG）の両プロジェクトは重要な供給源となっており、世界各国がロシア権益からの撤退を表明する中、我が国は長期的なエネルギー安定供給確保等の観点から、本年4月1日の参議院本会議において岸田総理がサハリン1・2の権益は維持する方針を表明している。なお、8月5日にロシアはサハリン2の事業主体として新たな運営会社を設立し、日本企業は引き続き新会社へ出資することが認められた。

また、G7は4月にはロシア産の石炭の輸入を、5月にはロシア産の石油の輸入を禁止する方針を表明した³⁹。

³⁷ サウジアラビアやイラクなどのOPEC（石油輸出国機構）加盟国（現在13カ国）及びロシアやメキシコなどの非OPEC加盟国（現在10カ国）により、2016年、設立の合意がなされた。

³⁸ 本年1月3日～7日の円建てのドバイ原油価格（週平均）は57.8円/ℓであったところ、6月7日～13日には99.1円/ℓまで上昇した。

³⁹ 石油の輸入禁止が実行されるまでの措置として、G7は本年12月よりロシア産石油の上限価格を設定する措置を実施することで合意した。

ウ ガス使用制限令創設の検討

ロシアによるウクライナ侵略に伴うLNGの国際取引価格の高騰や我が国企業も権益を有するサハリン2を巡る動向を背景に、LNGの安定供給に懸念が生じている。このため、政府は、LNGを主原料とする都市ガス供給の停止のおそれがある場合等において、最小限度の規制として、需要家に対し都市ガスの使用を制限すべきことを命じる「ガス使用制限令」を創設するガス事業法改正に向けた検討を進めている。

エ 燃料油価格激変緩和対策事業

原油価格の高騰によるガソリン等の燃料価格の高騰を受け⁴⁰、政府は本年1月から「燃料油価格激変緩和対策事業」を実施しており、9月末までに総額約1.9兆円の予算を充てている。補助金のない場合の予測価格と基準価格（168円）との差額を石油元売会社に支給する。支給額の上限は35円とし、35円を超過する分についても1/2を支給するとしている。対象の油種はガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料とし、実施期間は12月末までとしている⁴¹。来年1月以降については原油価格の動向を踏まえて判断することとされた。

＜ガソリン全国平均価格への激変緩和事業の効果＞



(出所) 資源エネルギー庁「燃料油価格激変緩和補助金」(2022.9.22)に当室加筆

(6) 電力需給の逼迫・電気料金の値上げ

本年3月に初めての「電力需給逼迫警報」が発令されるなど、近年は電力需給が逼迫する事態が頻発しており、電力の安定供給の確保に向けて、政府は既存電源の最大限の活用・

⁴⁰ ガソリンの小売価格の全国平均は、2020年5月11日にコロナ禍以降の最安値124.8円/ℓを付けた後、本年1月24日に170.2円/ℓまで上昇し、補助金の支給が開始された。なお、1990年以降の最高値は185.1円/ℓ(2008年8月4日)。

⁴¹ 本年9月20日、予備費から約1.3兆円を支出することが閣議決定された。

休止電源の稼働等の供給対策や、節電・省エネ等の需要対策を進めている⁴²。また、産油国（OPECプラス）による石油生産量調整や、非ロシア産燃料の調達競争により発電用燃料の価格が高騰しているほか、最近の円安傾向と相まって、電気料金の値上げが続いている。

政府は本年8月、電力需給逼迫と電気料金値上げの両面に対する対策として、「電気利用効率化促進対策事業（いわゆる「節電ポイント）」を開始した。

4 通商政策

(1) 我が国の経済連携協定

2000年代後半以降、WTO（世界貿易機関）での多国間交渉が難航・長期化する中、世界の主要国は、貿易・投資の拡大のため積極的に二国間・地域間の経済連携協定（EPA／FTA⁴³）を締結するようになっている。

我が国では、本年9月現在、20の経済連携協定⁴⁴が発効しており、平成28年2月に12か国で署名されたTPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）及び、同協定から米国が離脱したことを受けて残りの11か国で平成30年12月に発効したCPTPP協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の締結を進めたほか、本年1月に発効したRCEP（地域的な包括的経済連携）協定にも参加している。このうちCPTPP協定については、英国が昨年2月に加入を申請したほか、9月には中国と台湾が相次いで加入を申請しており、英国については、本年7月に我が国において加入作業部会会合が開催されるなど加入に向けた手続が進んでいる。

(2) IPEF

インド太平洋経済枠組み（IPEF）は、本年5月に立ち上げられた米国を含む14か国が参加する経済枠組みで、9月に開催された閣僚級会合において正式な交渉入りが宣言された。「貿易」「サプライチェーン」「クリーンエネルギー・脱炭素化・インフラ」「税・腐敗防止」の4つの分野が交渉の対象となっているが、EPAやFTAとは異なり、関税についての交渉は行わないこととされている。また、インドを除く13か国は4つの全ての分野に参加するが、インドは「貿易」分野の参加を見送っている。西村経済産業大臣は、IPEFについて「デジタルやサプライチェーン、脱炭素といった21世紀型の課題に対し、インド太平洋地域の多様な国が協力して、ルールと協力のバランスの取れたパッケージを作っていく新たな地域連携のアプローチ」であるとして、積極的に貢献していく姿勢を示

⁴² 政府は、本年度冬季について、全国10エリアにおいて電力の安定供給に最低限必要な供給予備力（3%）は確保されるものの、依然として厳しい見通しとしており、ウクライナ情勢等により燃料調達リスクの不確実性が高まること等を踏まえ、本年度夏季に続き本年度冬季においても節電要請等を検討するとしている。

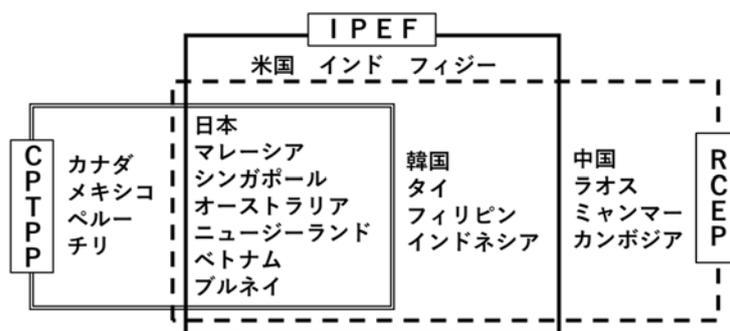
⁴³ EPA：貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

FTA：特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

⁴⁴ シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、CPTPP、EU、米国、英国、RCEP

している。

<CPTPP、RCEP、IPEFの参加国>



(出所) 当室作成

5 産業政策

(1) 半導体

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、半導体を多く利用するデジタル機器の需要拡大等によって世界的に半導体の需給がひっ迫する状況が生じた。加えて、近年の米中対立の影響もあり、各国政府が半導体生産基盤を囲い込む支援政策を打ち出す等、半導体をはじめとした戦略的重要物資の安定供給確保や技術流出の防止といった経済安全保障の動きが活発になっている。

我が国においても、昨年12月、助成金による支援等を内容とした5G促進法・NEDO法の一部改正法が成立し、本年6月、半導体受託製造分野で世界最大手の台湾積体回路製造(TSMC)が中心となって熊本県に建設中の半導体生産施設の事業計画(最大助成額4,760億円)に対して認定が行われた。第208回国会では、特定重要物資の安定供給確保等を盛り込んだ経済安全保障推進法(「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」)が成立し、現在、特定重要物資の指定に向けた準備が進められているが、半導体等がその対象となることが見込まれている。また、本年7月に開催された日米経済政策協議委員会(経済版「2+2」)では、日米共同による次世代半導体技術開発や半導体サプライチェーンの強靱化について合意されるなど経済安全保障の観点も踏まえた国際的な取組も進められている。

(2) 自動車

自動車産業は現在100年に1度の変革期を迎えているとされ、「CASE」と称される各領域(コネクテッド、自動運転、シェアリング・サービス、電動化)で技術革新が進んでいる。その中で電動化については、世界的な脱炭素化への移行に伴い、各国政府が近年相次いでガソリン車規制に関する方針を表明している。我が国も「グリーン成長戦略」において、2035年までの乗用車新車販売での電動車(電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車)100%の実現に向けて包括的な措置を講じることとしている。

＜主要国の電動化目標＞

EU	2035年以降のガソリン車（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車を含む）の販売禁止
中国	2035年をめどに新車販売の半数を電気自動車等、残り半分をハイブリッド車に
米国	2030年までに新車販売の半数を電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車に

（出所）当室作成

こうした各国の動きに伴い、2021年の電気自動車の世界販売台数は465万台と前年から2倍を超える増加となった。中国市場、欧州市場での販売が大きく伸びた一方で、我が国の2021年の電気自動車販売台数は2.2万台と国内総販売台数の0.5%にとどまっている⁴⁵。

今後も引き続き、世界的にエンジン車から電動車への転換等に向けた動きが進んでいくことが見込まれるが、電気自動車はエンジン車と比較して部品点数が少なく、既存の部品メーカーの多くが影響を受けることが予想されている。また、IT、電機等の他業種からの参入の動きも進んでおり、現在の完成車メーカーを頂点とした自動車産業の構造は大きな転換期を迎えている。

6 知的財産政策

(1) 我が国の知的財産政策の概要

我が国の知的財産政策は、知的財産基本法（平成14年法律第122号）に基づき平成15年3月に設置された知的財産戦略本部において毎年策定される「知的財産推進計画」にのっとり推進されている。

本年6月には「知的財産推進計画2022」が策定され、コロナ後の経済回復のために企業の知財・無形資産の投資・活用が鍵となっている中、知的財産戦略推進上重要となる政策課題と施策が重点8施策⁴⁶として整理された。今後、スタートアップ、個人、中小企業の幅広い主体がイノベーションに参画し、互いにオープンイノベーションを通じて連携しながら、ビジネスを拡大していくチャンスを掴むことができるような知財エコシステムを速やかに構築することが、我が国の知財戦略に求められる最大の課題であるとしている。

(2) 特許出願の非公開制度

特許制度は知的財産権保護のための中核的な存在であるが、我が国の特許制度は一度特許が出願されると、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態が生ずるおそれが多い発明についても、1年6か月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっている。こうした状況を受け、本年5月に成立した経済安全保障推進法において、安全保障上機微な技術の公開や情報流出を防止する観点から、特許出願の非公開に関する制度が盛り込まれ、審査方法、保全指定をして公開を留保する仕組み、外国出願制限、損失補償等が定められた。

⁴⁵ IEA "Global EV Outlook 2022"

⁴⁶ スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化、知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化、標準の戦略的活用の推進、デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備、デジタル時代のコンテンツ戦略、中小企業/地方（地域）/農林水産業分野の知財活用強化、知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化、アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動

7 独占禁止政策

(1) 公正取引委員会の概要

我が国の独占禁止政策は、独立行政委員会である公正取引委員会において進められており、独占禁止法及び下請法等について、違反行為の調査及び排除措置等を行うほか、各種ガイドラインの策定等による関係業界の指導、相談等を実施している。

(2) プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備

デジタルプラットフォーム⁴⁷は、中小企業等の出店者に市場へのアクセスの可能性を高めると共に、消費者にとっても多数の商品・サービスの選択を与える等の便益をもたらしているが、独占化・寡占化の進展により、デジタルプラットフォーム企業と出店者との取引において契約条件やルールの一方的押しつけ等の問題も生じている。このため、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」(令和2年法律第38号)において、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示や透明性・公正性に関する評価等の措置が講じられ、規制の対象としてアマゾンジャパン、楽天グループ、ヤフー、Apple、Google が指定された。

また、デジタル広告市場についても、寡占化による透明性・公正性に関する懸念等が生じているため、本年8月、1,000億円以上の国内売上額のメディア一体型広告デジタルプラットフォーム、500億円以上の国内売上額の広告仲介型デジタルプラットフォームを法規制の対象に追加する政令が施行された。本年秋頃に規制対象となる事業者を指定するとされている。

II 第210回国会提出予定法律案等の概要

1 ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(仮称)

海外からのLNG供給が途絶するリスクを念頭に都市ガスの需給対策を講じるため、ガス需要逼迫時における最終手段として大口需要家を対象にガス使用の制限等を命じる制度(使用制限令)の創設及びガスの安定供給に支障が生じる場合等における経済産業大臣による独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)に対するLNG調達の要請等を定める。

(参考) 継続法律案等

○ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案(山岡達丸君外9名提出、第208回国会衆法第3号)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が長期にわたり継続し、中小事業者等の事業の継続に支障を及ぼし、ひいてはその従業者及び事業主の生計の維持にも支障を及ぼしていることに鑑み、当該影響を受けている中小事業者等に対する事業の継続のための緊急の支援に関し必要な事項を定める。

⁴⁷ インターネットを通じてICTやデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するもの

○ **新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案（落合貴之君外 9 名提出、第 208 回国会衆法第 24 号）**

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている中小事業者の事業の継続に必要な資金の借入れに係る債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、中小事業者に対する金融の円滑化を促進するために必要な措置を定める。

○ **自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦君外 15 名提出、第 208 回国会衆法第 35 号）**

我が国における 2050 年までの脱炭素社会の実現が重要な課題であることに鑑み、我が国の基幹的な産業である自動車産業における脱炭素化の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、自動車産業における脱炭素化の推進に関する施策の基本となる事項を定める。

○ **中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（後藤祐一君外 8 名提出、第 208 回国会衆法第 46 号）**

現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小事業者の負担が中小事業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から 5 年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小事業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずる。

○ **分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（山崎誠君外 6 名提出、第 208 回国会衆法第 56 号）**

気候変動が生活、社会、経済及び自然環境に重大な影響を及ぼし、地球温暖化の防止及び気候変動の影響への適応が重要な課題となっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、その基本理念、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定める。

○ **国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案（田嶋要君外 5 名提出、第 208 回国会衆法第 57 号）**

脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関し、実施目標及びこれを達成するための方針、改修等計画の作成等について定める。

内容についての問合せ先

経済産業調査室 中川首席調査員（内線 68560）